

(証券コード：2986)

2022年3月15日

株 主 各 位

東京都港区海岸一丁目9番18号

株式会社 LAホールディングス

代表取締役社長 脇 田 栄 一

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面による議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、2022年3月29日（火曜日）午後7時までには到着するようご送付お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日（水曜日）午前10時（午前9時30分開場）

2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝16階 「曙」
（末尾「株主総会会場のご案内」をご参照下さい）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第2期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第2期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.lahd.co.jp/>）に掲載し

ておりますので、本株主総会の添付書類には記載しておりません。

- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<株主の皆様へのお願い>

- ・株主総会当日までに運営方法等の変更が生じる場合は、適宜当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ご来場の株主様は、マスクのご着用と検温のご協力をお願い申し上げます。また、マスクのご着用と検温にご協力いただけない方は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ・発熱、咳等の症状のある方、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方、体調不良とお見受けする方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・感染拡大防止のため、座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が少なくなっております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・本総会の所要時間短縮のため、報告事項や議案の詳細なご説明を省略させていただく場合がございます。事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 2021年1月1日)
(至 2021年12月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により依然として厳しい状況にあります。コロナウイルス変異株の感染再拡大による経済活動への影響等に注視する必要があります、先行きについても当面の間は不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループが属する不動産業界におきましては、不動産投資市場が良好な資金調達環境の中、投資事業者の積極的な投資姿勢は続いており、堅調に推移いたしました。また、中古マンション市場は、首都圏の成約件数が前期比11.1%増の39,812件となり、2年ぶりに前年を上回り過去最高を更新するなど好調に推移いたしました。福岡都市圏の新築マンション市場は、供給戸数が2年ぶりに前年を上回るなど好調に推移いたしました。

このような事業環境の中、当社グループは新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底するとともに、新築不動産販売においては、レジデンスへの旺盛な投資意欲を背景に、主力とする収益不動産開発の賃貸レジデンスの販売が利益に貢献いたしました。また、分譲マンション「ラ・アトレレジデンス室見公園」及びカンボジア王国のタワー型高級コンドミニウム「L' attrait BOEUNG KENG KANG (ラ・アトレボンケンコン)」がそれぞれ竣工し、引渡しを開始いたしました。

再生不動産販売においては、中古マンション市場の活況を背景に、「都心3区」「100㎡」「上質」をキーワードとした1戸当たり1億円から3億円台の「プレミアム・リノベーション」シリーズの販売が好調に推移しました。

不動産賃貸事業においては、前連結会計年度末に竣工したヘルスケア施設や当連結会計年度に竣工したレジデンスにより、賃貸資産が増加し賃貸収益に貢献いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高及び損益に関わる業績は以下のとおりとなります。

① 売上高

- (i) 不動産販売事業の新築不動産は、収益不動産の賃貸レジデンス「K B R I D G E A S A K U S A」（東京都 墨田区）及び高級賃貸レジデンス「THE DOORS」（東京都 渋谷区）の販売、分譲マンション「ラ・アトレレジデンス室見公園」（福岡県 福岡市）及びタワー型高級コンドミニウム「L' attrait BOEUNG KENG KANG」（カンボジア 王国 プノンペン都）がそれぞれ竣工し、引渡しを開始したことなどにより売上高5,717百万円（前期比43.5%減）となりました。
- (ii) 不動産販売事業の再生不動産は、中古マンション市場の活況を背景に、1戸当たり1億円から3億円台の「プレミアム・リノベーション」シリーズの販売が好調に推移したことに加え、インベストメントプロジェクト業務において、リニューアルオフィスビル（東京都 港区）、賃貸レジデンス（東京都 渋谷区）及び土地建物（東京都 渋谷区）等の販売がそれぞれ完了したことなどにより、売上高8,122百万円（同182.9%増）となりました。
- (iii) 不動産賃貸事業は、前連結会計年度に竣工した賃貸資産の稼働及び当連結会計年度に竣工した賃貸レジデンス「P a i r F L A T」（千葉県 市川市）の賃貸開始などにより売上高834百万円（同21.3%増）となりました。

この結果、売上高は、14,677百万円（前期比6.7%増）となりました。

セグメント別売上高の概況は以下のとおりであります。

セグメント	金 額 (千円)	構 成 比 (%)
不 動 産 販 売 事 業	13,839,946	94.3
(新 築 不 動 産)	(5,717,910)	(39.0)
(再 生 不 動 産)	(8,122,035)	(55.3)
不 動 産 賃 貸 事 業	834,781	5.7
そ の 他 事 業	2,700	0.0
合 計	14,677,428	100.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

② 営業利益

販売費及び一般管理費は1,920百万円（前期比29.9%増）となりました。

その結果、営業利益は3,216百万円（同186.1%増）となりました。

③ 経常利益

営業外収益106百万円、営業外費用476百万円を計上した結果、経常利益は2,847百万円（前期比190.9%増）となりました。

④ 親会社株主に帰属する当期純利益

法人税、住民税及び事業税893百万円、法人税等調整額△12百万円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,959百万円（前期比201.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきまして、主に不動産賃貸事業の賃貸レジデンス「P a i r F L A T」などの取得により、有形固定資産及び無形固定資産の増加額は1,614百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、主に不動産の販売事業及び賃貸事業を行うために、仕入計画に照らして、必要な資金（金融機関からの借入）を調達しております。この結果、当連結会計年度末における借入金残高は24,905百万円となりました。また、機動的な資金確保を目的として社債を800百万円発行し、当連結会計年度末における社債残高は840百万円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社は、2022年4月4日に予定される東京証券取引所の新市場区分への移行について、「グロース市場」へ移行することが決定しております。

持続的成長と中長期的な企業価値向上をグループ経営における最重要課題と位置付け、これらの実現に向けて対処すべき課題は以下の通りです。

① 財務基盤の最適化

継続的な利益成長を実現していく上で、財務基盤の最適化を図りながら将来の成長投資と株主還元の両立を実現していくことを経営課題として認識しています。自己資本比率20%以上を維持しつつ、25%を目指すとともに、ROE20%以上を目標とし、財務健全性を維持しながら資本効率の向上に努めてまいります。

② 既存事業の深化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当社グループを取り巻く事業環境においても、不透明な状況が続いております。このような外部環境を踏まえ、当社グループが安定的に成長していくためには、フロー型ビジネスの不動産開発事業とストック型ビジネスの不動産賃貸事業をバランスよく成長させていくことが重要だと考えております。不動産開発事業においては、資金調達力の向上による仕入案件の大型化・高収益化を見込んでおります。また、住居系及び商業系開発は、地方主要都市へもエリア展開し、更なる事業基盤の拡大を目指してまいります。不動産賃貸事業においては、全国主要都市を中心に優良賃貸資産の開発及び取得を積極的に進め、安定的な収益獲得を目指してまいります。

③ 新規事業の創出

当社は、「2022年～2024年 中期経営計画」の方針に基づき、新たな収益となる事業展開を目的として新規事業の創出を重点施策の一つとしております。これらの成長戦略を実現するためには、M&Aや他社との戦略的提携を活用し、再生可能エネルギー事業やDX事業など成長分野への新規参入による新たな収益獲得の機会を目指し、中長期的な企業価値向上への取組みを推進してまいります。

④ サステナビリティの取り組み

当社グループが持続的成長及び企業価値向上を図っていくためにますます重要になってくるのは、サステナビリティの観点です。環境においては、循環型エネルギー社会の実現に向けた脱炭素への取り組みを展開してまいります。社会課題においては、少子高齢化社会に対応した商品供給を通じて安心・安全なまちづくりや地域社会との共生による地域・社会の課題解決に貢献してまいります。ガバナンスにおいては、経営の透明性及び健全性確保の観点から、リスク管理の整備やグループ全体の横断的なコンプライアンス体制による法令遵守の徹底に努め、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 1 期 2020年12月期	第 2 期 (当連結会計年度) 2021年12月期
売 上 高	13,757,440	14,677,428
経 常 利 益	978,843	2,847,314
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	650,236	1,959,043
1株当たり当期純利益	123.58円	410.83円
総 資 産	23,630,052	36,332,523
純 資 産	4,349,293	7,342,560
1株当たり純資産	931.88円	1,349.03円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、2020年7月1日設立のため、前連結会計年度から記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ラ・アトレ	490,000千円	100.0%	新築不動産開発及び販売、再生不動産企画販売、賃貸不動産の運用等
株式会社L Aアセット	10,000千円	100.0%	賃貸不動産の運用
株式会社ラ・アトレレジデンシャル	5,000千円	100.0%	再生不動産の事業企画及び販売、新築不動産の販売代理、不動産仲介等
L'ATTRAIT PROPERTY DEVELOPMENT INC.	500千ドル	49.0%	不動産の開発

(注) 当社の出資比率は、子会社による出資を含めて算出しております。

③ 特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ラ・アトレ	東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル7階	3,773,338千円	5,005,494千円

(7) 主要な事業内容

当社は、持株会社としてグループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行っております。

当社グループは、主として不動産販売事業、不動産賃貸事業を行っております。

(8) 主要な事業所

① 当社

本 社：東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル7階

② 子会社

本 社：東京都港区海岸一丁目9番18号 国際浜松町ビル7階

札幌支店：北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地24号 第2山崎ビル7階

名古屋支店：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目25番17号 三喜ビル6階

大阪支店：大阪府大阪市北区梅田一丁目11番4-1000号 大阪駅前第四ビル10階

福岡支店：福岡県福岡市博多区中洲五丁目6番10号 LA博多8階

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
新築不動産販売部門	24名	1名増
再生不動産販売部門	8名	1名増
不動産賃貸事業部門	2名	1名増
全社（共通）	12名	2名減
合計	46名	1名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
4名	45.5歳	5年1ヵ月

（注）平均勤続年数は、該当する従業員の当社グループでの勤務開始より算出しております。

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社SBJ銀行	2,641,832千円
株式会社香川銀行	2,305,880千円
株式会社千葉銀行	1,767,120千円
株式会社西日本シティ銀行	1,327,292千円
大東京信用組合	1,211,339千円

Ⅱ 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 17,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,387,219株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は112,300株増加しております。

(3) 株主数 4,889名 (うち単元株主数 4,550名)

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
三井住友信託銀行 株式会社 (信託口)	670,700	12.4
合同会社城山21世紀投資	490,700	9.1
築地株式会社	220,000	4.1
脇田栄一	159,200	3.0
昭栄電気工具株式会社	140,000	2.6
鈴木良一	111,000	2.1
武藤伸司	101,900	1.9
細川治城	101,500	1.9
クレディスイス証券 株式会社	100,500	1.9
アジア・パシフィック・ マックスランド・ ジャパン 有限会社	81,000	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (44株) を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日	2019年4月11日 (注) 1	2020年7月9日 (注) 1	2021年4月15日 (取締役会決議日)
新株予約権の数	1,000個	1,000個	790個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式100,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式100,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式79,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行時の払込金額	(注) 2	(注) 2	(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2021年4月27日から 2029年4月10日まで	2022年8月1日から 2030年7月31日まで	2023年5月1日から 2031年4月30日まで
新株予約権の行使条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く) 1名 80個	取締役 (社外取締役を除く) 4名 1,000個 (注) 4	取締役 (社外取締役を除く) 3名 790個

(注) 1. 株式会社ラ・アトレにおける取締役会決議日です。

2. 新株予約権の発行時の払込金額

当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

3. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書

等)を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができる本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。

- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 退任取締役1名の保有分を含みます。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第7回新株予約権
発 行 決 議 日	2021年4月15日 (取締役会決議日)
新 株 予 約 権 の 数	60個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式6,000株 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 発 行 時 の 払 込 金 額	(注) 1
新 株 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額	1株あたり1円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2024年5月1日から 2031年4月30日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 条 件	(注) 2
使用人等の保有状況	当社使用人 1名 10個 当社子会社使用人 5名 50個

(注) 1. 新株予約権の発行時の払込金額

当社は、本新株予約権の割当てを受ける者のうち当社の従業員に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。また、本新株予約権の割当てを受ける者のうち当社子会社の従業員に対し、本新株予約

権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を当社子会社が支給することとし、当社が当社子会社から同報酬債務を引受け、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

2. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が行使期間の到来前に死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。新株予約権者が行使期間中に死亡した場合、その相続人のうち1名は、本新株予約権の未行使分につき全部を単独で相続する場合に限り、本新株予約権を承継できるものとし、①の規定にかかわらず、本新株予約権を単独で相続したことを証明する書面として会社が指定する書面（除籍謄本、遺産分割協議書、相続人全員の同意書等）を本新株予約権の行使請求書に添付することを条件として、新株予約権者の死亡の日から起算して1年を経過する日と行使期間の満了日のいずれか早い日の到来までの間に限り、新株予約権者が死亡時に行使することができた本新株予約権を一括してのみ行使することができる。ただし、当該相続人が死亡した場合、その相続人は、本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

Ⅳ 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	脇 田 栄 一	株式会社ラ・アトレ 代表取締役社長 株式会社L Aアセット 代表取締役社長
取 締 役	自 見 信 也	株式会社ラ・アトレ 取締役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 取締役
取 締 役	栗 原 一 成	株式会社ラ・アトレ 取締役 株式会社L Aアセット 取締役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 取締役
取 締 役	福 田 大 助	山王シティ法律事務所 パートナー弁護士 田中商事株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	秋 元 二 郎	リエゾン・パートナーズ株式会社 代表取締役 日本シニア住宅リース株式会社 代表取締役
常 勤 監 査 役	神 保 剛	株式会社ラ・アトレ 監査役 株式会社L Aアセット 監査役 株式会社ラ・アトレレジデンシャル 監査役
監 査 役	佐 藤 明 充	佐藤税理士法人 代表社員 東光監査法人 代表社員
監 査 役	江 口 正 夫	海谷・江口・池田法律事務所 代表者

- (注) 1. 取締役福田大助氏及び取締役秋元二郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役福田大助氏、取締役秋元二郎氏、監査役佐藤明充氏及び監査役江口正夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役佐藤明充氏及び監査役江口正夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役佐藤明充氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額と定められております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、その保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、1年ごとに契約更新しております。

なお、当該保険契約では填補する額について限度額を設けることにより、被保険者による職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等は「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬型ストック・オプション報酬」により、監査役の報酬等は「基本報酬」により構成されており、報酬等の上限額については、次のとおり株主総会の決議により決定しております。

- ・取締役及び監査役の基本報酬の上限額は、2021年3月30日開催の第1回定時株主総会において、取締役につき年額175百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役につき年額50百万円以内と決議いただいております。なお、同決議時における役員の員数は、取締役5名、監査役3名であります。
- ・取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の上限額は、2021年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額50百万円以内とし、当該事業年度の経常利益を基礎とした目標達成に応じて支給することを決議いただいております。なお、同決議時における役員の員数は、取締役3名であります。
- ・取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬型ストック・オプション報酬の上限額は、2021年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額100百万円以内とし、各事業年度に係る定時株主総会から1年以内に発行する新株予約権の上限を1,000個（各新株予約権の目的である株式の数は100株）とすることを決議いただいております。なお、同決議時における役員の員数は、取締役3名であります。

② 当該事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	139,771 (2,700)	64,084 (2,700)	9,700 (－)	65,986 (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13,950 (4,200)	13,950 (4,200)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	153,721 (6,900)	78,034 (6,900)	9,700 (－)	65,986 (－)	9 (4)

(注) 1. 上記報酬等の総額及び員数には、2021年3月30日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額として次の金額を含んでおります。

- ・取締役(社外取締役を除く) 3名 9,700千円
- ・監査役(社外監査役を除く) 1名 750千円

3. 上記「非金銭報酬等」(株式報酬型ストック・オプション報酬)は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等に係る業績指標は連結経常利益の額であり、当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、連結経常利益の額及び目標値に対する達成度合いに応じた算定方法としております。

なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 (5)財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は株式報酬型ストック・オプション報酬であり、業績及び各取締役(社外取締役を除く。)の貢献度等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。なお、当事業年度は3名に790個を支給いたしました。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役脇田栄一に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、当社は2021年12月16日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会の設置を決議しており、以後の取締役の報酬につきましては、同委員会への諮問を経たうえ、取締役会で決議することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役福田大助氏は、山王シティ法律事務所のパートナー弁護士及び田中商事株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と同事務所及び同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役秋元二郎氏は、リエゾン・パートナーズ株式会社及び日本シニア住宅リース株式会社の代表取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役佐藤明充氏は、佐藤税理士法人及び東光監査法人の代表社員であります。当社と両法人との間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役江口正夫氏は、海谷・江口・池田法律事務所の代表者であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 各社外役員の当事業年度における活動状況

- ・社外取締役福田大助氏は、当事業年度に開催した定時取締役会13回中13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。特に、コーポレート・ガバナンスの観点から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意に設置されたコンプライアンス推進委員会において、弁護士としての専門的な知識と豊富な見識に基づく助言を行うことでコンプライアンスの向上に貢献いたしました。
- ・社外取締役秋元二郎氏は、2021年3月30日就任以降、当事業年度に開催した定時取締役会10回中10回に出席し、経営者としての豊富な経験と見識を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。特に、アドバイザリー会社の経営者としての観点から、経営戦略等について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・社外監査役佐藤明充氏は、当事業年度に開催した定時取締役会13回中13回、また、当事業年度に開催した監査役会15回中15回に出席し、税理士及び公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
- ・社外監査役江口正夫氏は、当事業年度に開催した定時取締役会13回中13回、また、当事業年度に開催した監査役会15回中15回に出席し、弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

興亜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 15百万円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金額 21百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積もりの妥当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「匿名組合の財産管理報告書に関する契約上定められた計算手続及び会計帳簿からの転記の正確性に関する確認業務」を委託して、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人にその職務を適切に遂行することが困難であると認められる事態が生じた場合、その他解任又は不再任が適切と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、次のとおり、取締役会において決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令等の遵守は企業活動において最重要課題のひとつと位置づけ、代表取締役社長及び各取締役が主導又は関与して法令違反が行われないう、監督できる体制を構築・維持する。
- ② 法令等の遵守の重要性を全役職員に周知徹底するために、「コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役社長及び各取締役は、率先垂範して取組むとともに、浸透に努める。
- ③ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為等の事実を知った場合の対処方法などの役職員の義務等を、社内に周知し、コンプライアンス体制を推進する。
- ④ 反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じる。
- ⑤ 法令違反行為又は違反するおそれのある行為を監視するモニタリング機能の維持強化に努める。
- ⑥ 法令違反行為が行われた場合に、速やかに対応策を講じることができる体制を構築するとともに、必要となる対外公表を適時適切に行う体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- ① 企業活動における情報保存管理の重要性を認識し、情報の作成・保存・管理のあり方を周知徹底するために、社内諸規程を適時適切に見直す体制を維持する。
- ② 「情報セキュリティ基本規程」に基づき、重要な情報の漏洩を防ぐ体制を構築・維持する。
- ③ 適時開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集される体制を構築するとともに、開示情報に虚偽記載や重大な欠落が起こらないように努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 健全な企業活動の維持継続に障害となるリスク等について、リスク管理に関する規程に基づき、日常的に継続してリスクを認識・分析・評価する体制を構築するとともに適切に管理する。
- ② リスク管理においては、事故事例の掌握、社会的価値観の変化、法的規制その他経営環境等の変化に応じ、適時適切に対策を講じる。
- ③ 内部監査室はリスク管理状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に定期的に報告するとともに、監査役にも定期的に報告する。

- ④ 不測の事態が生じた場合や、リスクが顕在化しそうな事象が生じた場合に、当社内部から速やかに代表取締役社長に報告される体制を構築する。
- ⑤ 不測の事態が生じたり、リスクが顕在化した場合には、速やかに必要なリスク管理対策を講じるとともに、適時適切な情報開示を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社は社外取締役を選任し、業務執行の管理・監督を行うため、定時取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議、その他の会議体において効率的な意思決定を図る。
- ② 取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
- ③ 取締役の業務執行として、効率的に施策が立案・実施される体制を整備し、問題があれば適時に見直しを図る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、当社グループ共通の企業理念・コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体に周知徹底を行う。
- ② 当社グループが行う取引については、法令、定款、企業会計の基準、税法その他の会社規範に照らし適切なものでなければならない。
- ③ 内部監査室は、当社グループにおける内部監査を実施し、子会社等に損失のリスクが発生し、これを掌握した場合には、直ちに発見された損失のリスクの内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響について、代表取締役社長及び監査役に報告する体制を構築する。
- ④ 当社は、監査役が、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう監査法人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

(6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ① 監査役の職務を補助するため、担当部署及び使用人を定める。
- ② 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要な人員を配置する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人を含め、監査役から監査業務に必要な指示・命令を受けた使用人は、当該指示・命令に関して代表取締役社長、取締役等の指揮命令を受けない。

- ② 監査役の職務を補助すべき人員の人事異動、人事評価、賞罰等については、監査役の事前の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生するおそれがあるとき、取締役・使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたとき及び監査役が報告を求めたときは、速やかに監査役に報告する。
- ② 取締役は、取締役会のほか、監査役が出席する経営会議等重要な会議において、適時に報告をする。
- ③ 監査役は、重要な会議の資料、業務執行の意思決定に関する資料、その他重要な書類を適時に閲覧することができる。
- ④ 監査役への報告を理由として役職員を不利に扱うことを禁止する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は取締役会のみならず他の社内会議に出席することができ、かつ必要に応じて代表取締役社長に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査役による会計監査については、監査役が当社の会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、実効性を高める。
- ③ 監査役の職務執行に必要な費用は、会社が負担する。

(10) 財務報告の信頼性を確保する体制

- ① 取締役会は、財務報告とその内部統制に関し、代表取締役社長を適切に監督する。
- ② 代表取締役社長は、本体制に基づき、財務報告とその内部統制の構築を行い、その整備・運用を評価する。

2. 当事業年度における運用状況の概要

(1) 取締役会その他会議体の運用

当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を交えた取締役会を毎月開催しており、主要な業務運営状況について定期的に報告するとともに、職務権限表に基づく決裁事項を上程、決議しております。

また、定期的に経営陣による経営会議を開催し、業務運営に関わる重要な事項を報告、協議しております。

さらに、当社子会社では、一定以上の金額のプロジェクトを開始するに当たっては、常勤取締役及び執行役員で構成するプロジェクト会議の決議を必要とし、業務運営の適正性を確保しております。

(2) コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス推進委員を選任し、必要に応じてコンプライアンス状況について確認を行う体制を整えております。

(3) 監査体制

監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、全社的な業務運営体制について適切な監視を行っております。

VII 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、かかる基本方針の策定は、当社のみならず株主や当社の取引先や従業員等当社の利害関係者においても重要な事項でありますので、当社といたしましては基本方針の策定について検討を行っており、今後も検討を継続していく所存です。

(本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	【25,993,913】	流 動 負 債	【8,225,388】
現 金 及 び 預 金	6,814,965	買 掛 金	280,916
売 掛 金	5,255	短 期 借 入 金	2,950,000
販 売 用 不 動 産	7,227,939	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
仕 掛 販 売 用 不 動 産	10,286,202	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	2,936,936
前 渡 金	416,773	未 払 金	314,379
前 払 費 用	66,807	未 払 費 用	9,409
そ の 他	1,176,869	未 払 法 人 税 等	829,436
貸 倒 引 当 金	△900	未 払 消 費 税 等	108,440
固 定 資 産	【10,327,184】	前 受 金	472,975
有 形 固 定 資 産	(9,667,333)	預 り 金	183,106
建 物 及 び 構 築 物	5,266,266	前 受 収 益	62,145
工 具、器 具 及 び 備 品	67,825	賞 与 引 当 金	55,935
土 地	4,051,683	役 員 賞 与 引 当 金	10,450
建 設 仮 勘 定	281,558	そ の 他	1,256
無 形 固 定 資 産	(108,408)	固 定 負 債	【20,764,574】
借 地 権	106,119	社 債	830,000
そ の 他	2,289	長 期 借 入 金	19,018,761
投 資 そ の 他 の 資 産	(551,442)	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	622,818
投 資 有 価 証 券	117,785	資 産 除 去 債 務	112,307
出 資 金	51,837	そ の 他	180,686
長 期 前 払 費 用	20,863	負 債 合 計	28,989,962
繰 延 税 金 資 産	95,786	純 資 産 の 部	
そ の 他	265,168	株 主 資 本	【7,308,160】
繰 延 資 産	【11,425】	資 本 金	288,332
社 債 発 行 費	11,425	資 本 剰 余 金	1,358,007
資 産 合 計	36,332,523	利 益 剰 余 金	5,661,916
		自 己 株 式	△96
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	【△40,710】
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△33,843
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△9,037
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,171
		新 株 予 約 権	【75,111】
		純 資 産 合 計	7,342,560
		負 債 純 資 産 合 計	36,332,523

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,677,428
売上原価		9,540,070
売上総利益		5,137,357
販売費及び一般管理費		1,920,374
営業利益		3,216,983
営業外収益		
受取利息	2,000	
受取配当金	1,472	
為替差益	58,130	
その他の	45,335	106,938
営業外費用		
支払利息	243,457	
社債利息	2,077	
支払手数料	172,762	
社債発行費等償却	2,343	
その他の	55,968	476,608
経常利益		2,847,314
特別利益		
固定資産売却益	18,801	
資産除去債務戻入益	4,174	22,975
特別損失		
固定資産売却損	20,105	
固定資産除却損	9,807	29,913
税金等調整前当期純利益		2,840,376
法人税、住民税及び事業税	893,653	
法人税等調整額	△12,320	881,332
当期純利益		1,959,043
親会社株主に帰属する当期純利益		1,959,043

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	250,000	967,457	3,702,872	△607,258	4,313,070
当期変動額					
新株予約権の発行					—
新株予約権の行使	38,332	587,461		607,258	1,233,053
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△196,910			△196,910
親会社株主に帰属する当期純利益			1,959,043		1,959,043
自己株式の取得				△96	△96
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	38,332	390,550	1,959,043	607,161	2,995,089
当期末残高	288,332	1,358,007	5,661,916	△96	7,308,160

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△33,851	△11,135	△707	△45,695	81,918	4,349,293
当期変動額						
新株予約権の発行					7,987	7,987
新株予約権の行使					△84,541	1,148,512
剰余金（その他資本剰余金）の配当						△196,910
親会社株主に帰属する当期純利益						1,959,043
自己株式の取得						△96
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	2,098	2,878	4,984	69,746	74,731
当期変動額合計	7	2,098	2,878	4,984	△6,807	2,993,267
当期末残高	△33,843	△9,037	2,171	△40,710	75,111	7,342,560

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	【792,617】	流 動 負 債	【91,199】
現 金 及 び 預 金	748,320	未 払 金	4,059
前 払 費 用	1,475	未 払 法 人 税 等	5,517
未 収 入 金	42,821	未 払 消 費 税 等	21,434
そ の 他	1	預 り 金	46,587
固 定 資 産	【4,212,876】	賞 与 引 当 金	2,642
投資その他の資産	(4,212,876)	役 員 賞 与 引 当 金	10,450
関 係 会 社 株 式	4,153,196	そ の 他	508
出 資 金	31,387	負 債 合 計	91,199
繰 延 税 金 資 産	28,292	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	【4,839,183】
		資 本 金	(288,332)
		資 本 剰 余 金	(4,290,316)
		資 本 準 備 金	138,332
		そ の 他 資 本 剰 余 金	4,151,983
		利 益 剰 余 金	(260,631)
		そ の 他 利 益 剰 余 金	260,631
		繰 越 利 益 剰 余 金	260,631
		自 己 株 式	(△96)
		新 株 予 約 権	【75,111】
		純 資 産 合 計	4,914,294
資 産 合 計	5,005,494	負 債 純 資 産 合 計	5,005,494

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
業 務 受 託 料	360,000	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	195,172	555,172
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		284,502
営 業 利 益		270,669
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	0
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6,512	
支 払 手 数 料	8,274	14,786
経 常 利 益		255,883
税 引 前 当 期 純 利 益		255,883
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	19,535	
法 人 税 等 調 整 額	△2,532	17,002
当 期 純 利 益		238,881

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2021年1月1日 至2021年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	250,000	100,000	3,799,765	3,899,765	21,750	21,750	△607,258	3,564,256
当期変動額								
新株予約権の発行								—
新株予約権の行使	38,332	38,332	549,128	587,461			607,258	1,233,053
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△196,910	△196,910				△196,910
当期純利益					238,881	238,881		238,881
自己株式の取得							△96	△96
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	38,332	38,332	352,217	390,550	238,881	238,881	607,161	1,274,926
当期末残高	288,332	138,332	4,151,983	4,290,316	260,631	260,631	△96	4,839,183

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	81,918	3,646,174
当期変動額		
新株予約権の発行	7,987	7,987
新株予約権の行使	△84,541	1,148,512
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△196,910
当期純利益		238,881
自己株式の取得		△96
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	69,746	69,746
当期変動額合計	△6,807	1,268,119
当期末残高	75,111	4,914,294

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社L Aホールディングス

取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

松村 隆

指定社員

業務執行社員

公認会計士

近田 直裕

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社L Aホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社L Aホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年2月25日

株式会社L Aホールディングス

取締役会 御中

興 亜 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

松 村 隆

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

近 田 直 裕

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社L Aホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相応であると認めます。

2022年3月3日

株式会社 LAホールディングス 監査役会

常勤監査役	神 保 剛
社外監査役	江 口 正 夫
社外監査役	佐 藤 明 充

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、企業体質の強化と将来の事業展開を勘案しながら業績に応じて配当を実施することを基本方針とし、1株当たり配当金の安定的な増加を目指しております。

当期の期末配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益をベースとした配当性向を「30%以上目標」とする利益還元を目指すという配当方針に基づき、当事業年度の業績等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金132円

配当総額 711,107,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 <u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 附 則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第1条</u> 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 <u>3</u> 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
(新 設)	

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
1	わき た えい いち 脇 田 栄 一 (1968年7月30日生)	2012年2月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 取締役 2012年6月 株式会社ラ・アトレ代表取締役副社長 2013年3月 同社代表取締役社長(現任) 2020年3月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 代表取締役社長(現任) 2020年7月 当社代表取締役社長(現任)	159,200株
2	じ み のぶ や 自 見 信 也 (1961年9月29日生)	1985年4月 セントヒルズ販売株式会社入社 1990年12月 株式会社ラ・アトレにじゅういち (現株式会社ラ・アトレ) 設立 常務取締役 1996年6月 同社専務取締役 2009年3月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 代表取締役社長 2009年6月 株式会社ラ・アトレ代表取締役副社長 2012年2月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 取締役 2012年4月 同社代表取締役社長 2012年6月 株式会社ラ・アトレ取締役(現任) 2016年8月 株式会社ラ・アトレジデンシャル (現株式会社L Aアセット) 取締役 2020年3月 株式会社L Aソリューション(現株式会社ラ・アトレジデンシャル) 取締役(現任) 2020年7月 当社取締役(現任)	75,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
3	くり はら かず なり 栗 原 一 成 (1971年7月23日生)	1996年4月 三井物産株式会社入社 2000年7月 I N Gベアリング証券会社入社 2001年4月 日興証券株式会社（現S M B C日興証券株式会社）入社 2003年3月 プリヴェチャーリッヒ企業再生株式会社（現プリヴェ企業再生グループ株式会社）取締役最高財務責任者 2005年1月 日興アントファクトリー株式会社（現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社）入社 アント・コーポレートアドバイザー株式会社（現A C A株式会社）取締役 2011年3月 クレディ・スイス証券株式会社入社 クレディ・スイス銀行東京支店入行 2019年5月 株式会社ラ・アトレ執行役員 2020年3月 同社取締役（現任） 株式会社ラ・アトレレジデンシャル（現株式会社L Aアセット）取締役（現任） 株式会社L Aソリューション（現株式会社L Aアセット）取締役（現任） 2020年7月 当社取締役（現任）	12,000株
4	ふく だ だい すけ 福 田 大 助 (1955年10月27日生)	1980年4月 日本航空株式会社入社 1985年4月 株式会社日本興業銀行海外調査部出向 1990年4月 弁護士登録 1998年6月 田中商事株式会社社外監査役 2004年6月 ジャパンパイル株式会社社外監査役 2011年9月 法政大学経営大学院講師 2016年6月 田中商事株式会社社外取締役（監査等委員）（現任） 2018年9月 山王シティ法律事務所パートナー弁護士（現任） 2019年3月 株式会社ラ・アトレ社外取締役 2020年7月 当社社外取締役（現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
5	あき もと じ ろう 秋 元 二 郎 (1956年 7 月 5 日生)	1981年 4 月 興銀リース株式会社（現みずほリー ス株式会社）入社 1988年 4 月 エスピーディー株式会社入社 1989年12月 野村ファイナンス株式会社入社 2000年 1 月 野村証券株式会社入社 2000年 6 月 野村キャピタル・インベストメント 株式会社取締役 2000年 9 月 N C I キャピタル株式会社代表取締 役 2003年10月 野村プリンシパル・ファイナンス株 式会社不動産投資チーム・ヘッド 2005年 3 月 野村証券株式会社退社 2005年 3 月 リエゾン・パートナーズ株式会社設 立 代表取締役（現任） 2013年 5 月 日本シニア住宅リース株式会社設立 代表取締役（現任） 2021年 3 月 当社社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福田大助氏及び秋元二郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員として届け出る予定です。
3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割
- 福田大助氏は、過去に社外取締役又は監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する専門的な知見を活かし、社外取締役として公正かつ客観的な立場で、当社の業務執行に対して監督、意見等をいただいております。引き続き取締役会の意思決定に際し、大所高所から監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関し、独立した立場から関与いただく予定です。
- 秋元二郎氏は、ヘルスケア施設事業分野における資金調達、投資、M&A等に係るアドバイザー会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役として公正かつ客観的な立場で、当社の業務執行に対して監督、意見等をいただいております。引き続き取締役会の意思決定に際し、適切な監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者としております。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関し、独立した立場から関与いただく予定です。
4. 当社は、福田大助氏及び秋元二郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり両氏の再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

[illegible]

株主総会会場のご案内

案内図

東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝16階「曙」
TEL : 03-3437-2011



<交通アクセス>

- JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より徒歩7分。
羽田空港から東京モノレール利用で浜松町駅まで23分。
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅<B1出口>より徒歩8分。
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分。

(会場)